



第81回国民スポーツ大会
第26回全国障害者スポーツ大会
宮崎県準備委員会



第3回輸送・交通専門委員会

議 事

2 議事

第81回国民スポーツ大会会場市町村輸送・交通業務指針（案）……………P1～3

【参考資料】

- ① [国スポ] 輸送関係業務イメージ図……………P4
- ② [国スポ・障スポ] 輸送・交通基本方針
（令和3年(2021年)2月15日 第7回常任委員会決定）……………P5～6
- ③ [国スポ・障スポ] 輸送・交通基本計画
（令和4年(2022年)2月14日 第9回常任委員会決定）……………P7～10

つむぐ感動 神話となれ

日本のひなた宮崎 国スポ・障スポ



令和5年2月13日（月）

宮崎県防災庁舎防52・53号室

第81回国民スポーツ大会会場地市町村輸送・交通業務指針（案）

第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会輸送・交通基本計画に基づき、第81回国民スポーツ大会における会場地市町村の輸送・交通業務推進のための指針（本指針）を示し、その円滑な準備、運営の促進を図る。

1 輸送・交通業務の一般的事項

(1) 輸送対象者

輸送対象者は以下のとおりとする。

ア 大会参加者

- ① 選手・監督
- ② 都道府県選手団本部役員
- ③ 大会役員
- ④ 競技会役員
- ⑤ 競技役員
- ⑥ 招待者
- ⑦ 報道関係者
- ⑧ 視察員
- ⑨ 式典出演者
- ⑩ 大会実施本部係員、大会補助員、大会協力者等
- ⑪ 競技会係員、競技会補助員、競技補助員、競技会協力者等
- ⑫ その他、県又は会場地市町村が必要と認めた者

イ 一般観覧者

(2) 実施期間

原則として開会式3日前から閉会式終了1日後までの間とする。ただし、競技の特殊事情から必要と認められる場合は、会場地市町村が別に期間を定める。

(3) 業務の範囲

ア 競技会場、練習会場、指定集合地、指定下車駅、宿舎、その他大会諸行事に直接関係する会場等の相互間の輸送とする。

イ 輸送対象者、車両、発着場所及び発着時刻を定め、計画的に行う輸送（以下「計画輸送」という。）は、原則として概ね2km未満の距離は行わない。

ただし、地域の交通事情等を勘案し、県と会場地市町村が協議の上、必要があると認められる場合は、この限りではない。

2 全国輸送との連携

(1) 指定下車駅からの輸送

全国から来県する大会参加者の指定下車駅と宿舎間の輸送については、輸送距離及び道路交通事情を勘案し、必要に応じて会場地市町村が行う。

(2) 輸送案内

会場地市町村は、指定下車駅等に案内所を設置し、宿舍及び競技会場等へ輸送案内を行う。

3 開・閉会式輸送との連携

会場地市町村は、開・閉会式に参加する選手・監督、都道府県本部役員等について、開・閉会式輸送の起点・終点として県と会場地市町村が協議して設定した指定集合地と宿舍間の誘導を行い、指定集合地において県に引継ぎを行う。

4 競技会場地輸送

(1) 競技会場地輸送計画の策定

会場地市町村は、関係機関、関係団体等の協力を得て、競技会場地における宿舍、競技会場、練習会場間の輸送について、競技会場地輸送計画を策定する。

(2) 指定集合地の設定

会場地市町村は、選手・監督、都道府県本部役員等の競技会場地における計画輸送を円滑に行うため、必要に応じて関係機関、関係団体等の協力を得て、指定集合地を設定する。

(3) 計画輸送経路の設定

会場地市町村は、輸送距離、所要時間及び道路交通事情等を勘案し、関係機関及び関係団体等と協議の上、計画輸送経路を設定する。

(4) 広域配宿における輸送

会場地市町村以外に配宿される選手・監督及び都道府県選手団本部役員等の輸送は、当該競技を開催する会場地市町村が実施する。

(5) 同一競技が2市町村以上の会場地で行われる場合の輸送

同一競技が2市町村以上の会場地で行われる場合の輸送は、関係会場地市町村が協議の上、実施する。

(6) 競技会関係者、一般観覧者の輸送

会場地市町村は、競技会関係者、一般観覧者の安全・円滑かつ効率的な輸送を行うため、関係機関及び関係団体等の協力を得て、必要な措置を講じる。

5 円滑な輸送の実施

(1) 車両の確保

会場地市町村は、緊急時に備えた予備車も含め、計画輸送のためにバス及びタクシー等の車両の借上げが必要と認められる場合には、必要に応じて県と連携して、その確保に努める。

(2) 公共交通機関の利用促進

会場地市町村は、鉄道及び路線バスの増便・増発が必要と認められる場合には、必要に応じて県と連携して、必要な輸送力の確保に努め、公共交通機関の利用促進を図る。

(3) 駐車場の確保

会場地市町村は、道路交通事情や大会参加者及び一般観覧者の車両台数を勘案し、関係機関及び関係団体等の協力を得て、競技会場及び練習会場の周辺に十分な駐車場の確保に努め、その効率的な利用を図る。

なお、駐車場の場所について、事前の十分な周知を行うとともに、誘導員、誘導看板による案内を行う等、必要な措置を講じる。

(4) 交通安全対策

会場地市町村は、競技会場及び練習会場等の周辺における交通の安全確保と円滑な輸送を図るため、関係機関及び関係団体等の協力を得て、駐車場及び乗降場における歩行者及び車両の誘導や交通規制等の必要な措置を講じるものとする。

なお、交通安全対策の実施にあたっては、地域住民等への広報活動を行い、協力を要請するとともに、交通案内標識、案内板等の設置及び各種広報媒体の積極的な活用により、円滑な通行を確保する。

第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会 輸送・交通基本方針

第81回国民スポーツ大会（以下「国スポ」という。）及び第26回全国障害者スポーツ大会（以下「障スポ」という。）に参加する選手・監督、役員、視察員、報道員その他の関係者（以下「参加者」という。）及び一般観覧者の輸送については、道路及び交通の状況等に十分配慮しながら、安全かつ確実に行うものとする。

1 参加者の輸送

(1) 全国輸送

ア 全国から来県する参加者の輸送については、各派遣元団体等で来県方法を決定するものとする。

イ 県及び会場地市町村は、関係機関等の協力を得て、円滑な輸送の確保に努める。

(2) 開・閉会式の輸送

ア 開・閉会式における参加者の輸送については、県が会場地市町村、関係機関等の協力を得て実施する。

イ 原則として計画輸送とし、円滑な輸送の確保に努める。

(3) 競技会場地の輸送

ア 国スポの競技会場地における参加者の輸送については、会場地市町村が県及び関係機関等の協力を得て実施する。また、同一の競技を2市町村以上の会場地で行う場合は、円滑な輸送が行われるよう、関係市町村が協議して実施する。

イ 障スポの競技会場地における参加者の輸送については、県が実施する。

(4) 指定集合地の設定

県及び会場地市町村は、国スポの開・閉会式及び各競技会場地における参加者の輸送を円滑に行うため、宿舍の分布、参加人員、道路交通事情等を考慮し、バス、タクシーその他の車両の乗降場として必要に応じて指定集合地を設ける。

2 一般観覧者の輸送

(1) 開・閉会式及び競技会場地の輸送については、県及び会場地市町村が関係機関等の協力を得て、バス・タクシー及び鉄道等の利用による円滑な輸送に努める。

(2) 自家用車での開・閉会式会場及び競技会場への乗り入れについては、道路交通事情及び駐車場の設置状況に応じて必要な制限を行う。

3 車両等及び駐車場の確保

(1) 参加者及び一般観覧者の輸送に必要な車両等については、県及び会場地市町村が関係機関等の協力を得て、その確保に努める。

(2) 車両の確保については、ユニバーサルデザイン車両の確保に努めるとともに、障がい者等の移動に配慮する。

(3) 県及び会場地市町村は、開・閉会式及び競技会場地における駐車場の確保に努めるとともに、遠隔となる駐車場については、必要な措置を講じる。

4 交通安全対策

県及び会場地市町村は、期間中における交通安全の確保と交通混雑の緩和を図るため、関係機関等のもとより、広く県民に協力を求め、実情に応じて適切な対策を講じる。

5 環境に配慮した運営

県及び会場地市町村は、開・閉会式及び競技会場地における参加者及び一般観覧者の輸送については、マイカー自粛や公共交通機関の利用促進を呼びかけるなど、環境に配慮した運営に努める。

第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会 輸送・交通基本計画

第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会輸送・交通基本方針に基づき、県、会場地市町村、関係機関及び関係団体等は相互に緊密な連携を図り、第81回国民スポーツ大会（以下「国スポ」という。）及び第26回全国障害者スポーツ大会（以下「障スポ」という。）の輸送・交通業務を円滑に推進する。

1 輸送・交通業務の一般的事項

(1) 輸送対象者

輸送対象者は以下のとおりとする。

ア 大会参加者

- ① 選手・監督（障スポにおいては選手。以下同じ。）
- ② 都道府県選手団本部役員（障スポにおいては役員。以下同じ。）
- ③ 大会役員
- ④ 競技会役員
- ⑤ 競技役員
- ⑥ 招待者
- ⑦ 報道関係者
- ⑧ 視察員
- ⑨ 式典出演者
- ⑩ 大会実施本部係員、大会補助員、大会協力者等
- ⑪ 競技会係員、競技会補助員、競技補助員、競技会協力者等
- ⑫ その他、県又は会場地市町村が必要と認めた者

イ 一般観覧者

(2) 実施期間

[国スポ]

原則として開会式3日前から閉会式終了1日後までの間とする。ただし、競技の特殊事情から必要と認められる場合は、会場地市町村が別に期間を定める。

[障スポ]

原則として開会式2日前から閉会式終了1日後までの間とする。

(3) 業務の範囲

ア 全国輸送、開・閉会式輸送、競技会場地輸送及びその他大会諸行事に直接関係する会場等の相互間の輸送とする。

イ 輸送対象者、車両、発着場所及び発着時刻を定め、計画的に行う輸送（以下「計画輸送」という。）は、原則として概ね2km未満の距離は行わない。

ただし、地域の交通事情等を勘案し、県と会場地市町村が協議の上、必要があると認められる場合は、この限りではない。

2 全国輸送

(1) 全国輸送計画の策定

県は、全国から来県する大会参加者の全国輸送計画を策定する。

なお、計画の策定にあたっては、各都道府県等に対する来会意向調査を実施する。

(2) 全国輸送の範囲

[国スポ]

各都道府県出発地から宿舎の間とする。

[障スポ]

各都道府県出発地から指定乗降地（全国から来県する選手及び役員等に示す来県・離県の際に利用する駅等をいう。以下同じ。）の間とする。

(3) 集合・解散の方法

大会参加者の全国輸送は、自由集合・自由解散（鉄道、航空機、路線バス等の公共交通機関又は自家用車等を利用して集合、解散することをいう。）とする。

なお、県は必要に応じて、列車の増発・増結、航空機の機体変更等座席の確保、その他の輸送上の便宜が図られるよう、関係機関及び関係団体等に要請する。

(4) 指定下車駅及び指定乗降地の設定

[国スポ]

県が会場地市町村と協議の上、宿舎の最寄り駅等から1か所以上を指定下車駅として設定する。

[障スポ]

県が、来県の利便性、駅構内及び周辺バス乗降状況、宿舎及び競技会場地へのアクセス等を勘案し、指定乗降地を設定する。

(5) 指定下車駅及び指定乗降地からの輸送

[国スポ]

指定下車駅と宿舎間の輸送は、輸送距離及び道路交通事情を勘案し、必要に応じて会場地市町村が行う。

[障スポ]

指定乗降地と宿舎間の輸送は、輸送距離、道路交通事情ならびに選手、役員等の参集方法を勘案し、県が行う。

(6) 輸送案内

[国スポ]

県が主要拠点に設置する総合案内所及び会場地市町村が指定下車駅等に設置する案内所において行う。

[障スポ]

県が指定乗降地に設置する総合案内所において行う。

3 開・閉会式輸送

(1) 開・閉会式輸送実施計画の策定

県は、式典に係る各種計画を十分に考慮し、開・閉会式輸送実施計画を策定する。

(2) 開・閉会式輸送の範囲

[国スポ]

選手・監督、都道府県選手団本部役員等の指定集合地（計画バス輸送の起点・終点となる宿舎近くのバス乗降が可能な場所をいう。以下同じ。）と開・閉会式会場の相互間を範囲とし、原則として計画輸送とする。

[障スポ]

選手、役員等の宿舎又は指定集合地と開・閉会式会場及び競技会場の相互間を範囲とし、原則として計画輸送とする。

(3) 指定集合地の設定

選手・監督、都道府県選手団本部役員等の計画輸送を円滑に行うため、宿舎の分布、参加人員及び道路交通事情等を勘案し、県と会場地市町村が協議して指定集合地を設定する。

(4) 指定集合地と宿舎間の誘導

[国スポ]

指定集合地と宿舎が異なる場合は、指定集合地と宿舎間の誘導を会場地市町村が行い、指定集合地において県に引継ぎを行う。

(5) 計画輸送経路の設定

県は、輸送距離、所要時間及び道路交通事情等を勘案し、関係機関及び関係団体等と協議の上、計画輸送経路を設定する。

(6) 添乗員の配置

計画輸送バスの各車両には、乗降時の誘導、乗車人員の把握及び事故発生等の緊急時における措置のため、原則として係員が添乗する。

(7) 一般観覧者の輸送

ア 公共交通機関を最大限に活用するとともに、主要鉄道駅及び臨時駐車場等からのシャトルバスの運行など必要な措置を講じて、円滑な輸送に努める。

イ 自家用車での来場は、原則として認めない。ただし、開・閉会式会場の車椅子利用者等の輸送については、別途配慮する。

(8) 車両許可証の交付

会場周辺に乗り入れを認める車両は、一般車両と容易に区別ができるように別に定める許可証を交付する。

4 競技会場地輸送

(1) 会場地市町村輸送・交通業務指針の策定

[国スポ]

会場地市町村の競技会場地輸送業務を推進するため、県は、会場地市町村輸送・交通業務指針を示し、業務の円滑な準備、運営に努める。

(2) 競技会場地輸送計画の策定

[国スポ]

会場地市町村輸送・交通業務指針に基づき、会場地市町村が競技会場地輸送計画を策定する。同一の競技が2市町村以上の会場地で行われる場合の選手・監督、都道府県選手団本部役員等の輸送は、関係市町村が協議の上、実施する。

[障スポ]

会場地市町村と調整を図り、県が競技会場地輸送計画を策定する。

5 円滑な輸送の実施

(1) 車両の確保

県及び会場地市町村は、関係機関及び関係団体等の協力を得て、必要なバス及びタクシー等の車両の確保に努める。

なお、県は、緊急時に備えた予備車も含め、開・閉会式輸送及び競技会場地輸送に必要な車両台数を把握し、会場地市町村と協議の上、必要に応じて関係機関及び関係団体等に車両確保の協力を要請する。

(2) 公共交通機関の利用促進

県及び会場地市町村は、鉄道及び路線バスの増便・増発を要請するなど、関係機関及び関係団体等の協力を得て必要な輸送力の確保に努め、公共交通機関の利用促進を図る。

(3) 駐車場の確保

県及び会場地市町村は、道路交通事情や大会参加者及び一般観覧者の車両台数を勘案し、関係機関及び関係団体等の協力を得て駐車場の確保に努め、その効率的な利用を図る。

(4) 交通安全対策

県及び会場地市町村は、会場周辺における交通の安全確保と円滑な輸送を図るため、関係機関及び関係団体等の協力を得て、駐車場及び乗降場における車両の誘導や交通規制等の必要な対策を講じるものとする。

なお、交通安全対策の実施にあたっては、地域住民等への広報活動を行い、協力を要請するとともに、交通案内標識、案内板等の設置及び各種広報媒体の積極的な活用により、円滑な通行を確保する。

(5) 実施に向けた取組

県は、各種調査を実施して、必要となる輸送力や輸送体制及び課題を把握し、解決に向けた対応策を講じるなど、関係機関及び関係団体等の協力を得て、円滑な輸送が実施できるように努める。

6 輸送本部の設置

県は、輸送・交通業務を円滑に遂行するため、輸送本部を設置する。

7 その他

上記のほか、輸送・交通業務に関して必要な事項については別に定める。

G7 MIYAZAKI 2023

みらいに
みのりを
みやざきから

G7 宮崎農業大臣会合 2023.4.22^{SAT}-23^{SUN}
G7 Agriculture Ministers' Meeting in Miyazaki

